

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 44 件 |
| 国民年金関係                        | 3 件  |
| 厚生年金関係                        | 41 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 26 件 |
| 国民年金関係                        | 10 件 |
| 厚生年金関係                        | 16 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの期間、平成 11 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月から 63 年 3 月まで  
② 昭和 63 年 10 月から同年 12 月まで  
③ 平成 11 年 3 月及び同年 4 月

私は、申立期間①当時はA区に居住していた。会社を辞めたのは昭和 59 年の 2 月であったが、その際に国民年金の加入手続を同区において行ったはずである。なぜなら、当該期間について妻は国民年金保険料を納付しているのに私だけが 4 年以上も保険料を納付しない訳は見当たらない上、当時は経済的な余裕もあった。

また、申立期間②及び③についても同様に夫婦二人分の保険料を一緒に納付したはずである。

夫婦一緒に国民年金保険料を納付したのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 3 月に払い出されている上、オンライン記録によると、昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が平成 2 年 7 月 26 日に過年度納付されたのを契機に、昭和 63 年 7 月から平成 2 年 2 月までの期間の保険料が申立期間②を除き 6 回に渡りおおむね 3 か月ごとに納付されていることから、申立期間②の 3 か月についても同様に過年度納付されていたものと考えるのが自然である。

また、申立期間③については、申立人が B 社に勤める直前の 2 か月間であり、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は当該期間の保険料が現年度納付されていること、及び当該期間直前の平成 9 年 10 月から 11 年

2月までの保険料は夫婦共に現年度納付されていることなどから、申立期間③についても申立人の妻と一緒に申立人の保険料が納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は前述のとおり平成2年3月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、記号番号が払い出された4か月後の同年7月26日に、その時点で最大限遡って国民年金保険料を納付することが可能な昭和63年4月から同年6月までの期間が過年度納付されていることから、この時点で、申立期間①は時効のため保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から同年12月までの期間、平成11年3月及び同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 54 年 3 月まで

私は、事業を継続的に行っていたが、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金に切り替えた。経理担当者はそのまま社会保険の事務を行っていたため、私の国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間当時の自宅はA市B区（現在は、C区）であり、国民年金保険料はD社会保険事務所（当時）で納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 4 月頃にA市B区で払い出されており、この時点で、申立期間の保険料は現年度納付となるため、同区役所は申立期間に係る納付書を発行していたものと考えられる上、同市の国民年金収滞納一覧表では、申立期間直後の同年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料が、同年 8 月及び同年 9 月に現年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料についても納付されていたものと考えるのが自然である。

また、申立期間直後の昭和 54 年度の国民年金保険料について、特殊台帳では免除とされていたが、A市の国民年金被保険者名簿では、前述のとおり昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料が納付済みとされていたことから、平成 22 年 7 月に記録訂正されていることなど、行政側の記録管理の不備等も認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 7 月 31 日に海外での仕事のため A 国に行き、61 年 9 月 25 日に帰国した。同年 10 月に B 県 C 町役場（現在は、D 町役場）において、国民年金の加入手続を行った際に、同町役場の職員から、国民年金保険料の未納期間があるので、過年度保険料を遡って納付するよう勧められた。

保険料額は、正確な金額を記憶していないが、A 国で勤務していた期間の給与等を積み立てていたため、その積立金から、現金で昭和 61 年 10 月頃に過年度納付により一括納付した。

過年度保険料の納付書の入手方法については、C 町役場で受領したか、又は郵送による交付であったか明確には憶えていないが、納付場所は同町役場近くの E 銀行 F 支店であったと思う。

しかし、当時の関係資料等を保存しておらず、申立てに係る事実を証明することはできないが、保険料を納付したことは間違いないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の記号番号は、B 県 C 町において、昭和 61 年 10 月 13 日に払い出されたことが確認できる上、同町役場が作成した申立人に係る「国民年金被保険者カード」において申立人が 59 年 4 月 2 日に遡って国民年金強制被保険者として資格を取得していること、及び申立期間直後の 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料は現年度納付により納付されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金加入時に申立期間の国民年金保険料の納付書の

交付を受け、C町役場近くの金融機関において過年度納付により納付したと主張しているところ、D町役場では、「申立人が国民年金の加入手続を行った当時、C町役場に手書きの納付書は備え付けていなかったが、国民年金被保険者の求めに応じて過年度保険料の納付書の交付要請を管轄社会保険事務所（当時）に行っていた。また、当役場近くに国庫金等を取り扱う銀行は所在していた。」と回答している上、担当年金事務所では、「当時、市町村からの要請があれば過年度納付書を発行し、郵送により交付していた。昭和61年10月13日の払出日であることから推定すると、同年10月中には過年度納付書を申立人が受け取っていたものと考えられる。」と回答している。

以上のことを踏まえると、社会保険事務所は、申立人が国民年金に加入した昭和61年10月時点で、時効が成立していない59年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料納付書を発行し、申立人に郵送したものと考えられる上、申立人は、過年度納付書の交付を希望した上で、その交付を受けながら、過年度納付が可能であった当該期間の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの期間は、申立人が国民年金に加入手続を行った61年10月時点において、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈申立期間〉（別紙一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 :  
基礎年金番号 :  
生年月日 :  
住所 :

（別紙一覧表参照）

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : （別紙一覧表参照）

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した賃金台帳により、申立人は、〈申立期間〉（別紙一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月17日に、事業主から申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できることから、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

| 事案番号 | 氏名 | 性別 | 基礎年金番号 | 生年月日   | 住所 | 申立期間<br>(賞与支給日)  | 標準賞与額  |
|------|----|----|--------|--------|----|--|--|
| 3290 |    | 女  |        | 昭和55年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日<br>平成16年12月10日<br>平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日 | 19万円<br>27万5,000円<br>29万5,000円<br>32万5,000円<br>23万3,000円<br>34万円<br>35万1,000円<br>26万円<br>36万3,000円 |
| 3291 |    | 女  |        | 昭和56年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日<br>平成16年12月10日<br>平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日 | 18万円<br>26万円<br>28万円<br>30万2,000円<br>24万円<br>31万5,000円<br>33万8,000円<br>29万円<br>35万円                |
| 3292 |    | 女  |        | 昭和49年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日<br>平成16年12月10日<br>平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日 | 19万円<br>27万5,000円<br>29万5,000円<br>31万5,000円<br>24万円<br>33万円<br>34万5,000円<br>29万円<br>35万5,000円      |
| 3293 |    | 女  |        | 昭和58年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日<br>平成16年12月10日<br>平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日 | 9万円<br>20万円<br>22万円<br>24万5,000円<br>20万円<br>26万円<br>28万円<br>29万円<br>30万円                           |
| 3294 |    | 女  |        | 昭和35年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日<br>平成16年12月10日<br>平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日 | 6万円<br>4万円<br>5万円<br>5万8,000円<br>7万円<br>6万5,000円<br>6万5,000円<br>8万円<br>7万円                         |
| 3295 |    | 女  |        | 昭和19年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日<br>平成16年12月10日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日                             | 80万円<br>81万円<br>84万円<br>43万円<br>45万円<br>53万円<br>47万円   |

| 事案番号 | 氏名 | 性別 | 基礎年金番号 | 生年月日   | 住所 | 申立期間<br>(賞与支給日)  | 標準賞与額   |
|------|----|----|--------|--------|----|--|---|
| 3296 |    | 女  |        | 昭和53年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日<br>平成16年12月10日<br>平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日 | 9万円<br>8万円<br>9万円<br>11万円<br>12万円<br>12万円<br>13万円                     |
| 3297 |    | 女  |        | 昭和58年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日<br>平成16年12月10日<br>平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日 | 8万円<br>18万5,000円<br>20万円<br>22万円<br>15万円<br>23万5,000円<br>23万8,000円    |
| 3298 |    | 女  |        | 昭和45年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日<br>平成16年12月10日<br>平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日 | 6万円<br>4万円<br>5万円<br>6万5,000円<br>8万円<br>10万5,000円<br>11万円             |
| 3299 |    | 女  |        | 昭和54年生 |    | 平成16年12月10日<br>平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日                | 7万円<br>6万円<br>7万5,000円<br>8万5,000円<br>8万円<br>9万円                      |
| 3300 |    | 女  |        | 昭和60年生 |    | 平成16年12月10日<br>平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日                | 16万7,000円<br>11万2,000円<br>19万5,000円<br>20万8,000円<br>15万円<br>21万8,000円 |
| 3301 |    | 男  |        | 昭和60年生 |    | 平成16年12月10日<br>平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日                | 17万円<br>12万円<br>20万円<br>21万4,000円<br>16万円<br>22万4,000円                |
| 3302 |    | 女  |        | 昭和50年生 |    | 平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日                               | 3万円<br>4万円<br>5万円<br>5万円<br>5万円                                       |
| 3303 |    | 女  |        | 昭和60年生 |    | 平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日                               | 1万円<br>7万円<br>17万円<br>15万円<br>19万5,000円                               |

| 事案番号 | 氏名 | 性別 | 基礎年金番号 | 生年月日   | 住所 | 申立期間<br>(賞与支給日)  | 標準賞与額                                   |
|------|----|----|--------|--------|----|--|---|
| 3304 |    | 女  |        | 昭和61年生 |    | 平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日 | 1万円<br>7万円<br>17万円<br>15万円<br>17万5,000円 |
| 3305 |    | 女  |        | 昭和62年生 |    | 平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日 | 1万円<br>7万円<br>18万円<br>17万円<br>19万円      |
| 3306 |    | 女  |        | 昭和62年生 |    | 平成17年6月30日<br>平成17年7月20日<br>平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日 | 1万円<br>7万円<br>17万円<br>13万円<br>18万円      |
| 3307 |    | 女  |        | 昭和54年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日<br>平成16年12月10日             | 26万円<br>35万円<br>37万円<br>39万5,000円       |
| 3308 |    | 女  |        | 昭和57年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日                            | 13万円<br>22万円<br>23万円                    |
| 3309 |    | 女  |        | 昭和55年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日                            | 9万円<br>8万円<br>9万円                       |
| 3310 |    | 女  |        | 昭和60年生 |    | 平成15年6月30日<br>平成15年7月19日<br>平成15年12月10日                            | 1万円<br>7万円<br>16万5,000円                 |
| 3311 |    | 女  |        | 昭和55年生 |    | 平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日                             | 8万円<br>5万円<br>8万円                       |
| 3312 |    | 女  |        | 昭和47年生 |    | 平成17年12月9日<br>平成18年6月30日<br>平成18年7月20日                             | 5万5,000円<br>3万5,000円<br>6万円             |
| 3313 |    | 女  |        | 昭和62年生 |    | 平成17年6月30日<br>平成17年7月20日   | 1万円<br>7万円                              |
| 3314 |    | 男  |        | 昭和37年生 |    | 平成18年6月30日<br>平成18年7月20日   | 2万円<br>3万5,000円                         |
| 3315 |    | 女  |        | 昭和62年生 |    | 平成18年6月30日<br>平成18年7月20日   | 2万円<br>7万円                              |
| 3316 |    | 女  |        | 昭和58年生 |    | 平成18年6月30日<br>平成18年7月20日   | 3万円<br>3万円                              |

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月30日は9万円、同年7月19日は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成15年7月19日  
③ 平成15年12月10日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社が提出した平成15年分賃金台帳により、申立人は、平成15年6月30日は9万円、同年7月19日は19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年11月17日に、事業主から申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出

していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③については、前述の賃金台帳により、平成 15 年 12 月 10 日に申立人に支給された賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることは確認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、オンライン記録により、平成 15 年 12 月 21 日であることが確認できる。厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、同年 12 月は厚生年金保険の被保険者期間とは認められない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間③における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年6月30日は1万円、同年7月20日は7万円、同年12月9日は17万円、18年6月30日は13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和62年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日  
② 平成17年7月20日  
③ 平成17年12月9日  
④ 平成18年6月30日  
⑤ 平成18年7月20日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受けていたので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④については、A社が提出した平成17年及び18年の賃金台帳により、申立人は、17年6月30日は1万円、同年7月20日は7万円、同年12月9日は17万円、18年6月30日は13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 17 日に、事業主から申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されたことが確認できるところ、事業主は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間⑤については、前述の賃金台帳により、平成 18 年 7 月 20 日に申立人に支給された賞与額に相当する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることは確認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、オンライン記録により、平成 18 年 7 月 21 日であることが確認できるところ、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、同年 7 月は厚生年金保険の被保険者期間とは認められない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月31日から同年2月1日まで

A社から同社C本店に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る社会保険台帳及び同社の回答等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年2月1日にA社から同社C本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

A社C営業所から同社D支店に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が提出した申立人に係る辞令簿及び同社の回答等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年7月1日にA社C営業所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和37年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届

け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和42年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月1日から同年10月1日まで

C社D支店から同社の関連会社であるA社に出向した際の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した「辞令」、C社が提出した申立人に係る「社員名簿」及び同社の回答等から判断すると、申立人がC社D支店及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和42年9月1日にC社D支店からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月1日から9年10月1日まで  
② 平成10年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間①に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

また、A社から同社の関連会社であるB社に異動した際の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した平成10年6月の給与明細書及びA社の回答等から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し(平成10年7月1日にA社からB社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が提出したA社に係る平成10年6月の給与明細書及び申立人に係る同年5月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成10年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、平成7年6月1日から8年10月1日までの期間については、オンライン記録によれば、当初、A社における申立人の標準報酬月額は、7年6月から同年9月までは47万円、同年10月から8年9月までは50万円と記録されていたところ、7年10月17日付けで当該期間における標準報酬月額が28万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成8年10月1日から9年10月1日までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

しかしながら、法人登記簿によれば、申立人は、平成5年5月1日にA社の取締役役に就任し、7年1月31日付けで取締役役を退任したということについて13年11月29日に登記されていることが確認できる上、8年10月16日には同社の関連会社であるB社の代表取締役役に就任し、12年11月10日付けで代表取締役役を退任していることが確認できる。

また、A社は、「申立期間①当時、当社は倒産の危機にあり、社会保険料を滞納していたことから、標準報酬月額の減額訂正に係る届出を提出した。その後も、減額訂正後の標準報酬月額で届け出ていたが、厚生年金保険料については減額訂正前の標準報酬月額に基づき控除していた。当時、申立人は当社の役員として経営全般の執行に関与しており、これらの標準報酬月額に係る届出及び処理についても関与していた。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①当時、A社の経営全般の執行に関与していたと推認される申立人が、自らの記録訂正処理に職務上関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を81万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社に勤務していた申立期間における標準賞与額に係る記録が確認できない。当時、会社の経営が悪化していたことから、平成15年12月に冬季賞与明細書だけを受け取り、実際の賞与は、後日、銀行振込で入金された。当該賞与明細書では厚生年金保険料も控除されているので、申立期間における標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準賞与額については、申立人が提出した「平成15年冬季賞与明細書」及び「平成15年給与所得の源泉徴収票」等から判断すると、申立人に対する賞与額は81万2,000円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

また、申立人が提出した預金通帳により、前述の賞与額から厚生年金保険料等を控除したと推認される後の金額が、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に銀行振込により入金されていることが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「平成15年冬の賞与については、未払いであったが、最終的には支払っている。」と供述している上、当時A社本社の事務担当者であったとする者は、「平成15年の賞与支給時期は、会社の経営がかなり切迫しているときだった。」と供述しているところ、申立人は、「冬季賞与は、毎年12月中旬が支給日であり、公務員の賞与支給日より後であったと記憶している。」と供述しており、オンライン記録から、申立事業所に係る賞与

支給日は毎年12月の第2金曜日（平成14年12月13日、平成9年12月12日、平成8年12月13日）であることなどから総合的に判断すると、申立てに係る賞与については申立期間に支給されるものであったことが推認される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、81万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和39年4月1日、資格喪失日は同年8月3日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月4日から36年1月1日まで  
② 昭和37年4月1日から同年5月1日まで  
③ 昭和39年2月1日から同年4月1日まで  
④ 昭和39年4月1日から同年8月3日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①については、高等学校を卒業する前の昭和35年1月にB社に入社し、37年3月31日に同社を退職するまでの期間において勤務しており、当該期間中に受け取った給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶している。

申立期間②及び③については、昭和37年4月1日にC社に入社し、39年3月31日に同社を退職するまでの期間において勤務した。

申立期間④については、大学を卒業した直後の昭和39年4月1日にA社に入社し、45年5月18日に同社を退職するまでの期間において勤務した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、申立人が所持する卒業証書から昭和39年3月25日に大学を卒業したことが確認できること、及びA社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認で

きる同僚二人が、「申立人は、大学を卒業してすぐにA社に入社し、同社D工場勤務していた。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間④において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名で生年月日が同一の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和39年4月1日、喪失日は同年8月3日）が確認できるところ、前述の同僚の供述などから当該被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断されるとともに、申立人は、採用時は、同社D工場に勤務しながら、同社本社に係る被保険者名簿で管理されていた事情がうかがえる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和39年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月3日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA社本社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、適用事業所名簿によれば、B社は、平成5年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人を記憶する同僚二人は、申立人が申立期間①において申立事業所に勤務していたことを記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前記の同僚二人のうち一人は、「当時、B社は、従業員の出入りが激しく、入社直後はアルバイトで採用し、その後事業主の裁量により、正社員となる者もいた。」と供述し、経理事務を担当していたとする同僚一人は、「アルバイトについては、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることなどから判断すると、申立事業所では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②及び③については、適用事業所名簿によれば、C社は、昭和46年7月7日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人が上司であったと記憶する同僚は死亡しており、当該被保険者名簿により当該期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人を記憶する同僚4人は、申立人が当該期間において申立事業所に勤務していたことを記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 15 年 11 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 4 日から平成 19 年 7 月 1 日まで

「厚生年金受給者定期便」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。

私が所持している給与明細書では、オンライン記録の標準報酬月額を上回る金額に見合う給与が支給されていることが確認できるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 15 年 11 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間については、申立人が所持する 15 年 11 月から 18 年 12 月までの期間に係る給与明細書、平成 20 年度市県民税所得課税額証明書、及び雇用保険被保険者離職票により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高い保険料額を控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、前述の給与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管しておらず不明としているが、前述の給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、当該期間の全期間において一致していないこと、及びA社に係る平成17年度及び18年度の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」において、申立人に係る当該年度の標準報酬月額が9万8,000円と記載されていることなどから判断すると、事業主は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和61年9月1日から平成15年11月1日までの期間については、申立人が所持する昭和61年9月から平成9年3月までの期間及び同年5月から15年10月までの期間に係る給与明細書、及び9年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認又は推認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認又は推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、昭和59年9月4日から61年9月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主に照会しても、「当時の関連資料等は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料額について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 58 年 6 月分給与に係る給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、41 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 7 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は関連資料を保管しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人の申立期間に係るA社B支店における標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和24年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和53年8月1日から54年8月1日まで

年金事務所が記録する標準報酬月額とA社から退職時に交付された厚生年金被保険者台帳の標準報酬月額の記録を照合したところ、申立期間の標準報酬月額が相違していることが分かった。当時は、本来業務のほかに当直勤務や残業がある多忙な職場に異動したときであり、標準報酬月額が異動前と同額の16万円や記録されている17万円であるとは考えられないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「被保険者である従業員の標準報酬月額について、社会保険事務所が受付を行ったことが確認できる資料は、法律に定める保存期限が経過したため残されていないが、当社は、社会保険事務所に届出を行った際は、社会保険事務所から交付された通知書等と当社の記録との照合を確実にしており、毎月の保険料納付についても増減内訳書・等級別人員表との照合を行っているので、申立人の申立期間に係る標準報酬月額についても、当社が退職時に申立人に交付した『厚生年金被保険者台帳』（当社も保存している。）のとおり届出を行い、同被保険者台帳に記載した標準報酬月額に基づく保険料額を控除の上、社会保険事務所に納付した。」と回答している。

また、前述の被保険者台帳における申立人に係る標準報酬月額の記録は、申立期間を除く全被保険者期間において、オンライン記録と一致している上、同被保険者台帳における標準報酬月額の記録が確認できた複数の同僚についても、当該記録は、全被保険者期間において、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社が提出した申立人に係る経歴書（人事記録）により、申立人が主張するとおり、申立期間直前の昭和 53 年 2 月 1 日に申立人が同社B支店C営業所に異動となっていることが確認できるところ、申立期間当時、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立期間当時、申立人がA社B支店C営業所に異動したのは知っている。私も当該業務の勤務経験があるが、他の部署より忙しくて残業等が多く、当直勤務もあったので、それ以前に比べて、申立人の給与支給額が増えたのは間違いないと思う。」と供述していることなどから判断すると、前述の被保険者台帳における申立人の標準報酬月額推移は自然であると認められる一方、前述の被保険者名簿では、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同年代の同僚 36 人のうち、申立期間のわずか 10 か月間で標準報酬月額が 6 等級上がった者は申立人以外には確認できず、当該被保険者名簿等による申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録に不自然さが見受けられる。

加えて、聴取できた複数の同僚全員が、「退職時に会社から『厚生年金被保険者台帳』の交付を受けたが、会社は社会保険関係の事務手続はきちんとしていたので、標準報酬月額等の記録に間違いは無かったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（20 万円）に係る届出を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成17年1月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月17日から20年4月26日まで

A社に入社するに当たっては、住宅ローン等の支払いをする必要があり、給与の手取額が20万円を絶対を下回らないことを条件としたので、年金事務所に記録されている私の同社に係る標準報酬月額の記録より高い給与額の支給を受けていたことは間違いない。当時の給与明細書の一部を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 B市が保管する、申立人に係る平成17年所得分に係る事業所提出給与支払報告書（個人別明細書）から判断すると、同年1月から同年8月までの期間については、オンライン記録で確認できる申立人のA社に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る平成17年所得分に係る事業所提出給与支払報告書（個人別明細書）などから推認できる毎月の給与総支給額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、同年1月から同年8月までの申

立人の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主が届け出た申立人に係る標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致していることが確認できることから、事業主は、上記の給与支払報告書などから推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成17年9月から20年3月までの標準報酬月額については、申立人が提出した、19年1月から同年7月までの期間及び同年9月から同年11月までの期間に係る給与明細書並びにB市が保管する申立人に係る17年、18年、19年の所得分に係る事業所提出給与支払報告書（個人別明細書）及び20年の確定申告書から確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額に見合うものであると推認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなど、不自然な形跡は確認できない。

さらに、平成17年度、18年度及び19年度のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において、平成17年9月から20年3月までの標準報酬月額は、オンライン記録どおりの標準報酬月額が届け出られていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間における標準賞与額に係る記録を年金額の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が社会保険事務手続等を依頼していた社会保険労務士事務所が保管していた申立人に係る給与支払明細書により、申立人は、申立期間に係る賞与が 30 万円支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 7 月 22 日に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が年金事務所で受け付けられていることが確認できるところ、事業主は、「申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を提出していなかった。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立期間のうち、申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月20日は76万8,000円、17年7月20日は65万9,000円、同年12月20日は73万3,000円、18年7月21日は66万4,000円及び同年12月18日は72万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間⑥に係る標準賞与額72万9,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、上記の年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録を取り消し、当該期間の標準賞与額に係る記録を72万9,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年7月20日  
③ 平成17年12月20日  
④ 平成18年7月21日  
⑤ 平成18年12月18日  
⑥ 平成19年7月20日

全ての申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①から⑥までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求め

ているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①から⑤までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人が提出した賞与支払明細書、並びにA社が提出した賞与支給明細書（平成15年夏季から17年冬季までの期間）及び賃金台帳（平成18年度及び19年度）によると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立期間①から⑤までに係る申立人の標準賞与額については、申立人が提出した賞与支払明細書等において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成16年12月20日は76万8,000円、17年7月20日は65万9,000円、同年12月20日は73万3,000円、18年7月21日は66万4,000円、同年12月18日は72万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、事業主が当該期間に係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月14日及び同年1月15日に当該賞与支払届に基づく標準賞与額の記録が収録されていることが確認できるところ、A社は、「当該期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかった。」と回答しており、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑥については、前述の賞与支払明細書及び賃金台帳により、当該期間に係る標準賞与額（72万9,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 72 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、オンライン記録から、事業主が当該期間に係る賞与支払届の提出が漏れていたとして申立てに係る賞与支払届を提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 1 月 15 日に当該賞与支払届に基づく標準賞与額の記録が収録されていることが確認できる。

## 福岡国民年金 事案 2304

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年12月から11年8月まで

A社を平成10年12月15日に退職する際に、同社の事務担当者から国民年金についての説明を受けたので、B市C区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続後すぐには納付しなかったが、2か月又は3か月後に同区役所でまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「次の事業所への就職が決まった後、申立期間の国民年金保険料をB市C区役所でまとめて納付した。」と主張しているが、申立人は、平成11年9月6日に厚生年金保険の被保険者となっており、この就職が決まったのは同年8月頃と供述していることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したのは、同年8月以降と考えられ、この時点では、申立期間のうち、10年12月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、過年度納付によるほか納付できないが、過年度納付をうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が納付したと供述する国民年金保険料額は、申立期間の国民年金保険料額と大きく相違する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から4年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月から4年1月まで

20歳に達した後、国民年金保険料の納付書が送られてきたが、そのまま放置していたところ、保険料が滞納となっている旨のはがきを送られて来るようになった。当時は学生だったので、A市役所で国民年金保険料の免除申請の手続を行ったが、同市役所の職員から「免除の申請をした期間より前の期間については、国民年金保険料を納付する必要がある。」と言われ、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した後、国民年金保険料の納付書が送られてきたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録及び当該記号番号の前後の被保険者の記号番号の払出時期から、申立人が21歳になった平成4年6月頃に払い出されたと推認され、申立人の申立内容と一致しない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金保険料の免除が承認された期間以前の申立期間を含む期間に係る国民年金保険料をまとめて納付したが、国民年金保険料を納付したのはその1回だけである。」と供述しているが、オンライン記録により、申請免除期間である平成4年4月から6年3月までの期間の直前の4年2月及び同年3月の国民年金保険料が6年3月17日に過年度納付されていることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間である昭和 51 年度第 4 期の国民年金保険料は、昭和 51 年 11 月 27 日に第 3 期の保険料と一緒に、A 銀行 B 支店で納付した。その納付時の領収証書を所持しているにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持している昭和 51 年度国民年金保険料納付通知書兼領収証書の第 4 期欄に、第 3 期と同じ A 銀行 B 支店の昭和 51 年 11 月 27 日付けの出納済印が押されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当該第 4 期欄には出納済印の上に同銀行同支店の抹消印が押されていることが確認できる上、国民年金保険料が納付されたのであれば、切り取って C 市に送付されるべき納付書兼納付済通知書に、押されているべき出納済印が押されておらず、同通知書も切り取られていない。

このことについて A 銀行 B 支店は、「昭和 51 年度国民年金保険料納付通知書兼領収証書の第 4 期の領収印欄の出納済印の上に当行が当時使用していた抹消印が押されていること、また、当該第 4 期の納付書兼納付済通知書が切り取られずそのまま残っており、出納済印も押されていないことから判断して、申立期間の国民年金保険料は当行に収納されていない。」と回答している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 銀行 B 支店で昭和 51 年 11 月 27 日に納付したとし、同銀行同支店で他の日や他の金融機関においては納付していない旨を供述している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

申立期間当時は、大学に在学しており、A市B区に住んでいた。在学中は、住民票を実家のあるC県D郡E町から同区に移していたと思うが定かではなく、国民年金の加入手続をどのように行ったのかも記憶に無いが、私の国民年金保険料は、実家に住む母が毎月納付してくれていたとのことである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月頃にC県D郡E町において払い出されており、この時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、A市B区に住民票を移動していることが確認できるが、申立人は同市において国民年金の加入手続を行った記憶はなく、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたと供述している申立人の母親も、「A市で息子の国民年金の加入手続を行ったことはなく、E町で息子の国民年金の加入手続を行ったかどうかもおぼえていない。」と供述しており、申立人の国民年金の加入状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私の国民年金の記録のうち、昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、5歳上の姉、3歳上の兄は、母がきちんと納付してくれている。

私自身も3人の子供の国民年金保険料は、20歳からきちんと納付していることから、申立期間当時、母が私の保険料だけを納付しなかったとは考えられない。

また、私は昭和50年10月に夫と結婚したが、国民年金保険料は夫が納付していたはずであり、国民年金の納付記録では、同年4月から納付済みとなっており、この記録についても疑問である。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が婚姻した昭和50年11月にA市B区で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、記号番号が払い出されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親は申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付及び特例納付によって納付することは可能であるが、特殊台帳及びオンライン記録では、申立期間について過年度納付及び特例納付された形跡は見当たらない上、申立人から過年度納付及び特例納付についての供述は得られないこと、及びA市の国民年金収滞納一覧表では、昭和50年4月から同年12月までの保険料が婚姻後の同年12月29日に一括で納付

されていることが確認できることから、申立人の夫は、申立人の記号番号が払い出された昭和 50 年度から保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の兄は、昭和 48 年 4 月に厚生年金保険被保険者の資格を取得するまで国民年金に未加入である上、申立人の兄及び姉は、申立人の申立期間に係る具体的な納付状況等については不明であるとしている。

加えて、申立人の母親及び夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間、同年6月から同年9月までの期間及び47年3月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで  
② 昭和46年6月から同年9月まで  
③ 昭和47年3月から49年3月まで

申立期間は、まだ結婚前で、両親と一緒にA県B町（現在は、C市）の実家で生活しており、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、両親がしてくれたはずである。

また、結婚してからもしくはらくは実家の近くに居住していたので、国民年金保険料は、両親が納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年1月にB町で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、記号番号が払い出されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人の両親は申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付及び特例納付によってのみ納付することは可能であるが、B町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、申立期間の保険料が過年度納付及び特例納付された形跡は見当たらない上、同町では、申立期間当時の国民年金保険料の徴収方法は、地区の区長が国民年金加入者の名簿に基づき加入者ごとに現年度分の保険料のみを徴収し、過年度保険料及び特例保険料については取り扱っていなかったとしていること、及び申立人は、

過年度納付及び特例納付についての供述を行っていないことから、申立人の両親は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 49 年度の保険料から、地区の区長を通じて保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人及び申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入及び保険料の納付状況等が不明あり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から10年1月

私は、20歳になった時、厚生年金保険や共済年金には加入していなかったため、国民年金への加入手続をした。その後、就職し勤務先で厚生年金保険に加入したが、会社を退職したときに、申立期間も納付しないと認識していたので、当時、A市B区役所で加入手続を行い、保険料を納めたと記憶している。

今回の年金加入記録に係る調査確認で、申立期間について、納付記録が見当たらないとの知らせが来て驚いている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金記録では、申立人が同市において国民年金の加入手続を行った形跡及び国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない上、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の処理は、C社会保険事務所（当時）で行われたと記録されていること、及びD市の平成12年度国民年金検認状況一覧表に申立人に係る記録が残されていることから、申立期間の国民年金の加入手続は、A市B区ではなくD市で行われたものと推認される。

また、D市の上記検認状況一覧表及びオンライン記録に記載された申立人の住所は、申立人が平成12年12月に婚姻した後の住所とされていること、及びオンライン記録では、申立人の妻の国民年金第3号被保険者該当の処理が13年1月19日に行われていることから、申立期間については、婚姻直後に、申立人の妻が同市に国民年金第3号被保険者該当の届出をした際に、併せて申立人の記録の追加が行われたものと推認されることから、この時点では、申立期

間は時効となり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 12 月までの期間及び 59 年 6 月から 60 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 12 月まで  
② 昭和 59 年 6 月から 60 年 4 月まで

昭和 51 年 4 月頃に、A 市 B 区役所において、夫婦一緒に国民年金の加入  
手続をした。

申立期間①については、国民年金保険料は集金人が自宅に来ていたので、  
私が夫婦二人分の保険料を納付していたが、私は納付済みとなっているの  
に、夫の保険料は未納となっている。

申立期間②については、厚生年金保険被保険者期間であったが、国民年  
金保険料を納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求め  
て行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の妻は、昭和 51 年 4 月頃に、A 市 B 区役所  
において、夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料は夫婦二人分を自宅  
に来る集金人に納付していたと供述しているものの、同市の国民年金被保険者  
名簿によると、申立人の妻は同年 11 月に国民年金に加入しているのに対し、  
申立人は 52 年 5 月に加入しており、夫婦の国民年金の加入日は異なっている  
上、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間①のうち 51 年 4 月から  
52 年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、現年度保険料のみを取り扱う  
集金人への納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人の妻が所持している国民年金保険料の領収書によると、申立

人は、昭和 53 年 4 月 19 日に、申立期間直後の同年 1 月から同年 3 月までの 3 か月分の保険料を納付しているのに対し、申立人の妻は、同一日に 52 年 10 月から 53 年 3 月までの 6 か月分の保険料を納付していることが確認できるなど、申立期間当時、夫婦の納付行動は必ずしも同一であったとは言い難く、申立人の妻の納付をもって申立人の保険料が納付されていたものとは認め難い。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日は、平成 16 年 11 月 8 日に追加入力されていることが確認できることから、この時点まで当該期間は国民年金の未加入期間であったと推認され、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人の妻も当該期間は国民年金の未加入期間とされている。

また、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年に結婚した後も、継続して国民年金に加入して、首都圏の A 区役所で国民年金保険料をきちんと納付していたが、年金事務所で納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが判明した。

申立期間の 3 か月だけ未納となっていることは考えられないので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の改製原戸籍の附票及び申立人が所持する国民年金手帳の記録により、申立人は、申立期間直後の昭和 61 年 4 月 1 日に首都圏の A 区から B 県 C 市に転居していることが確認できるところ、申立人が申立期間において居住していた A 区役所が作成した、昭和 59 年 5 月 10 日現在の年度別納付リストによると、申立人の国民年金保険料の納付方法は、口座振替であったことが確認でき、同区役所において国民年金被保険者が同区から他の市区町村に転居した場合における口座振替の実施方法について照会したところ、同区役所は、「昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は、同年 4 月 15 日に口座から引き落としを行っている。他の市区町村への住所変更手続が行われた場合、当時の個々のデータは残っていないが、一般的には、転居日以降、当区の国民年金被保険者資格を喪失していることになるので、口座からの引き落としは停止していたはずである。」と回答しており、申立人においても、「当時、国民年金保険料納付書により金融機関の窓口において国民年金保険料を納付した記憶は無く、申立期間に居住していた A 区で国民年金保険料を口座振替の方法によって納付していたのであれば、転居に伴い当時の口座は解約していたかもしれな

い。」と供述していることから判断して、申立期間の国民年金保険料はA区役所において口座からの引き落としが行われず、その結果、申立期間の国民年金保険料は未納となったものと考えるのが自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 5 月まで

昭和 57 年 1 月頃、A 市 B 区の会社を辞めてすぐに次の会社に勤務したが、同社では入社して 5 か月間は見習い期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったため、妻が A 市 C 区役所で厚生年金保険から国民年金への種別変更手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 1 月頃に、妻が A 市 C 区役所において厚生年金保険から国民年金への種別変更手続きを行い、同区役所で発行した納付書により、銀行で国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、日本年金機構の保有するシステム入力記録により、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格得喪記録は平成 12 年 7 月 11 日に追加訂正されたことが確認できることから、同年 7 月時点において、申立期間は未加入の記録となっていたものが、昭和 57 年 1 月に遡って資格取得した記録に訂正されたものと認められ、A 市 C 区役所が申立期間に係る国民年金保険料納付書を発行できたとは考え難い。

また、当該記録が訂正された平成 12 年 7 月の時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで

日本年金機構から、私の年金加入記録には誤りがあるのではないかという趣旨の連絡を受けたため、記録の確認を行ったところ、A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、私が常務取締役就いていた申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低い金額で記録されていることが分かった。同社における報酬月額を確認する資料は残っていないが、標準報酬月額を訂正する届出などは提出しておらず、日本年金機構の記録は誤っている。

また、申立期間は、A社のほかにB事業所においても経営者（役員）に就いていた期間であるが、標準報酬月額の記録は確認できない。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社が保管する申立人に係る、平成 10 年 10 月、同年 11 月、11 年 9 月及び同年 10 月の給与の振込金明細表により、申立期間のうち、10 年 11 月 13 日及び同年 12 月 11 日はそれぞれ 16 万 4,260 円、11 年 10 月 13 日及び同年 11 月 12 日はそれぞれ 15 万 3,320 円が振り込まれたことが確認できるが、

これらの給与振込額からは、申立人の主張する標準報酬月額に相当する報酬月額が支給されたことは確認できない。

また、同事業所に係る商業登記簿において、役員としての申立人の氏名は確認できず、申立人は、申立人が提出した当時の新聞記事に掲載された所得額からも、申立人の標準報酬月額が推認できると主張するものの、同新聞記事の掲載内容において、A社における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

さらに、A社は、「当時の賃金台帳は保管していないが、現在保有する申立人の給与の振込金明細表から判断して、何らかの事由により申立人の報酬月額が更改され、それに伴い、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出したことが推測でき、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答している上、オンライン記録においても、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な形跡は見当たらない。

- 2 申立人は、申立期間においてA社のほかにB事業所においても経営者（役員）に就いており、当該事業所から報酬を得ていた旨を主張しているところ、商業登記簿により申立人が当該事業所の理事として登記されていることは確認できる。

しかしながら、B事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、オンライン記録と同日の平成12年4月1日であることが確認できる。

また、B事業所が保管する申立人の平成9年から12年までの期間に係る所得税源泉徴収簿（給与台帳）により、申立期間について申立人に給与が支給されていることは確認できるものの、当該給与支給額から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できないところ、B事業所は、「申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

さらに、B事業所が保管する申立人の平成9年5月から11年11月までの期間及び12年1月から同年3月までの期間に係る給与支給明細書の控えにおいても、申立期間について申立人に給与が支給されていることは確認できるものの、当該給与支給額から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

- 3 申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3332（事案 2406 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 26 日から同年 9 月 26 日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正は認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、前回の申立てにおいて、年金記録確認第三者委員会で記録訂正が認められなかった理由として、A社が、申立人及び申立人の婚約者が公営住宅に入居することを支援する目的で、一旦申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った可能性がうかがえる旨記載されているが、納得いかないため、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国の所管省担当局が、申立期間当時に申立人の婚約者が入居したとしている第二種公営住宅への入居が、同一世帯の所得が一定の金額以内にあることなどの条件を設けている旨回答していることなどから判断すると、A社は、申立人及び申立人の婚約者が公営住宅に入居することを支援する目的で、一旦申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った可能性がうかがえること、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が、昭和 48 年 8 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 9 月 25 日に再度取得するまでの期間における被保険者記録は確認できないこと、iii) 適用事業所名簿によれば、申立事業所は、60 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び社会保険事務担当者から供述を得られないことから、申立人に係る申立期間の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等に

ついて確認できる関連資料及び供述を得ることができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時に公営住宅への入居の申込手続を行ったとしている申立人の夫が、「私が昭和 48 年 5 月から同年 6 月にかけて公営住宅への入居申込手続を行ったが、その際、申込書類に申立人と私の二人分の前年度収入額を記入し、源泉徴収票も添付した上で入居の申込みを行い、所得審査を受けた結果、第二種公営住宅入居の所得制限範囲内であると認められた。」と供述しており、当該供述に誤りは無いことを理由として再度申立てを行っている。

しかしながら、国の所管省は、「申立期間当時、第二種公営住宅の入居に当たっては、入居申込時点において同一世帯内の所得が一定の範囲内であることの条件を設けており、昭和 48 年当時、申込み前 12 か月の平均粗収入が 6 万 7,166 円以下と定められていた。」と回答している。

また、申立期間当時、申立人と申立人の婚約者であった申立人の夫の収入は、前述の被保険者名簿によると、i) 申立人の標準報酬月額は、昭和 47 年 4 月から同年 9 月までは 4 万 2,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 4 万 5,000 円、48 年 1 月から同年 3 月までは 5 万 2,000 円であり、標準報酬月額の平均額を検証すると、申立人の公営住宅申込み前 12 か月の標準報酬月額の平均額は 4 万 5,250 円となること、ii) 申立人の夫の標準報酬月額は、47 年 4 月から同年 9 月までは 4 万 8,000 円、同年 10 月から 48 年 3 月までは 4 万 5,000 円で、標準報酬月額の平均額を検証すると、申立人の夫の公営住宅申込み前 12 か月の平均標準報酬月額は 4 万 6,500 円となることから、申立人及び申立人の夫の公営住宅申込み前 12 か月の標準報酬月額の平均額の合計は 9 万 1,750 円となる。

なお、申立人が主張するとおり、公営住宅申込み時の前年度の 3 か月間について、申立人の夫が仮に無収入であったとした場合、前述の被保険者名簿に基づいて、無収入の期間が、申立人の夫の標準報酬月額が最も高い 4 万 8,000 円の 3 か月であり、残りの 9 か月のうち、3 か月が 4 万 8,000 円、6 か月が 4 万 5,000 円であったと仮定すると、申立人の夫の公営住宅申込み前 12 か月の標準報酬月額の平均額は 3 万 4,500 円となり、申立人及び申立人の夫の公営住宅申込み前 12 か月の標準報酬月額の平均額の合計は、7 万 9,750 円となる。

これらのことから総合的に判断すると、第二種公営住宅の入居基準は、入居者及び入居者の親族の過去 1 年間における所得税法の例に準じて算出した所得金額を 12 で除した額の合計から扶養親族一人につき 1,000 円を控除した額とされていることを考慮しても、上記の二つの方法で検証した、申立人及び申立人の夫の公営住宅申込み前 12 か月の標準報酬月額の平均額の合計は、いずれも申立期間当時の第二種公営住宅の入居に係る所得要件である年間世帯粗収

入6万7,166円を上回っていることが認められることから、申立人の夫の供述について推認することができない。

さらに、当時、当該公営住宅を管理していた自治体の担当課が、「第二種公営住宅の入居時点において入居申込者の配偶者が離職し、将来における収入の見込みが無いとした場合などの事情がある場合は、その者の収入は考慮しない。」と回答していることなどから判断すると、事業主は申立人及び申立人の婚約者が公営住宅に入居することを支援する目的で、一旦申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行った可能性がうかがえるとした当初の判断について、変更すべき事情並びに申立人が第二種公営住宅の申込みの際に申立人及び申立人の夫の二人分の源泉徴収票を提出したことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3333 (事案 2638 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から32年8月1日まで

私がA社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間当時、健康保険被保険者証を使用してB医院、C医院、D医院、E医院及びF医院を受診し、A社で行われた1年に1回の健康診断も受けていたことを思い出したので、厚生年金保険に加入していたはずであり、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 適用事業所名簿において、A社は、昭和35年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当したこととなっており、申立期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、ii) 申立人は、同社には申立人を含め6人の従業員が勤務していた旨供述しているところ、同社の当時の役員は、「A社は、設立時には従業員5人以下であったため、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった。私も申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録は無い。」と回答している上、申立人が名前を挙げた5人のうち、唯一連絡が取れた同僚は、「申立期間当時、私は、G協同組合に在籍したままでの出向者であった。」と供述しているところ、G協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち3人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人を含む残り3人については、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、iii) 申立人は、申立事業所は、

G協同組合と同様に健康保険組合に加入し、同協同組合を退職した後の期間においても、健康保険に加入していた旨を供述しているところ、H健康保険組合によると、申立事業所が同健康保険組合に加入していた事実は無い上、申立人の同健康保険組合における健康保険の被保険者記録は、申立人が申立期間の前後に勤務していたとするG協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者記録と一致していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 2 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、健康保険被保険者証を使用して複数の医療機関を受診していたことを思い出したことから、再度申立てを行っているが、申立人が申立期間に受診していたとする複数の医療機関のうち、現存する医療機関 4 か所における診療記録の確認を行ったものの、いずれの医療機関においても診療記録の保存期限が経過しているため申立期間に係る申立人の受診状況について確認することはできない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3334

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 6 日から 42 年 9 月 1 日まで

職場での人間関係等のストレスと疲れがあり、ずっと体調不良が続いたため、親に相談して、会社を退職することとした。

会社からは、年度途中でもあることから慰留されたが、強く退職を希望したため、悪い印象を与えたまま退職した。その後は会社には出向いていない。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無く、退職金等も何ら受け取っていないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務した A 社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 42 年 9 月 1 日の前後の期間に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たしている女性被保険者 24 人（申立人を除く。）について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、うち 19 人は脱退手当金の支給記録が有り、いずれも厚生年金保険被保険者資格の喪失日の約 1 か月から約 3 か月までの短期間に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、前述の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 10 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理には不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3335 (事案 298 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 14 日から 57 年 11 月 1 日まで

昭和 53 年 6 月 14 日に A 社を設立し、57 年 11 月 1 日に B 社に移籍するまでの A 社に勤務していた約 4 年間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正が認められなかった。

今回、申立期間当時、C 県から D 市に私の両親を呼び、健康保険の被扶養者として届け出て、健康保険被保険者証を使用して私の父が手術を数回受けたことを思い出した。

また、A 社を設立した時に、登記、経理及び税務に関して指導を受けていた顧問税理士事務所の元従業員二人からの参考意見書を提出することにより、同事務所が私の厚生年金保険の加入手続を行っていたこと、及び私が A 社において厚生年金保険の被保険者であったことが明らかとなるはずであるので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立てに係る A 社は、法人登記簿により、昭和 53 年 6 月 14 日に法人として設立されたことが確認できるが、適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった日付は、59 年 10 月 1 日とされていること、ii) 申立人は、事業主として法人設立に関与していたとしても、厚生年金保険の加入手続については、直接関与しておらず、厚生年金保険料を給与(役員報酬)から控除されていたことを確認できる給与明細書や源泉徴収票等の関係資料が無い上、申立人の保険料控除に係る記憶も定かでないこと、iii) 申立人が申立期間当時、指導を受けていたとする顧問税理士は死亡し、所属事務所も既に無く、申立内容の詳細を

確認することができないことなどから、申立事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 22 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、C 県から D 市に申立人の両親を呼び、健康保険の被扶養者として届け出て、健康保険被保険者証を使用して申立人の父親が手術を数回受けたことを思い出したこと、及び申立期間当時に、A 社の登記、経理及び税務に関して指導を受けていた顧問税理士事務所の元従業員二人からの参考意見書を提出することとして、年金記録の訂正を求めて再度申し立てている。

しかしながら、全国健康保険協会 E 支部では、「当支部の記録から、申立人の両親が健康保険の被扶養者として認定されたのは、A 社が初めて厚生年金保険の適用事業所となった昭和 59 年 10 月 1 日であること、及び申立人の父親に係る手術に関しては、申立人の父親は初回の診療を 63 年 10 月に受け、平成元年 3 月までの期間において延べ 4 回にわたり高額療養費が給付されていることが確認できるものの、申立期間における両親の被扶養者としての認定記録及び健康保険での医療費の給付実績は確認できない。」と回答している。

また、前述の元従業員二人のうち一人は、「A 社の設立時、同社の従業員は申立人と申立人の弟の二人のみであったため、同社が厚生年金保険の適用事業所となるためには任意適用事業所としての申請が必要である旨の説明をした記憶はあるが、当該申請を行ったか否か、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったか否かは分からない。年金事務所の記録により、A 社が昭和 59 年 10 月に初めて厚生年金保険の適用事業所となったとされているのであれば、その記録が正しいのではないか。」と供述し、他の一人は、「A 社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していたとの記憶があったため、申立人が申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であった旨の参考意見書に押印したが、年金事務所の記録により、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和 59 年 10 月 1 日であるとの記録であれば、その記録が正しいのではないか。」と供述している。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 14 日から 57 年 11 月 1 日まで

私と私の兄は、昭和 53 年 6 月にA社を設立し、57 年 11 月にB社に移籍するまでのA社に勤務していた約4年間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

A社を設立時に、登記、経理及び税務に関して指導を受けていた顧問税理士事務所の元従業員二人からの参考意見書を提出することにより、同事務所が私と私の兄の厚生年金保険の加入手続を行っていたこと、及び私と私の兄がA社において厚生年金保険の被保険者であったことが明らかとなるはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てのA社は、法人登記簿により、昭和 53 年 6 月 14 日に法人として設立されたこと、及び申立人が申立人の兄とともに役員として記録されていることが確認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は、昭和 59 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人及び申立人の兄はいずれも同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時に、A社が登記、経理及び税務に関して指導を受けていた顧問税理士事務所の元従業員二人からの参考意見書を提出しているところ、前述の元従業員二人のうち一人は、「A社の設立時、同社の従業員は申立人と申立人の兄の二人のみであったため、同社が厚生年金保険の適用事業所となるためには任意適用事業所としての申請が必要である旨の説明をし

た記憶はあるが、申請を行ったか否か、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったか否かは分からない。年金事務所の記録により、申立事業所が昭和 59 年 10 月に初めて厚生年金保険の適用事業所となったとされているのであれば、その記録が正しいのではないか。」と供述し、他の一人は、「A社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していたとの記憶があったため、申立人が申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であった旨の参考意見書に押印したが、年金事務所の記録により、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和 59 年 10 月 1 日であるとの記録であれば、その記録が正しいのではないか。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から3年11月1日まで

A事業所（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した「平成2年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」及び「平成3年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立期間において申立人に対し給与が支給されていることから判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の源泉徴収簿では、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、申立事業所が提出した申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人が平成3年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことを社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できる。

また、申立事業所が提出した「健康保険被扶養者（異動）届」により、申立人は、申立期間を含む平成元年3月1日から3年11月1日までの期間において、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得している申立人の夫の「健康保険被扶養者」として届けられていることが確認できる。

さらに、申立事業所は、「提出した資料のとおり、申立人が平成3年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことを社会保険事務所に届け出しており、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。
- 2 申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者の資格取得に係る記録及び申立期間③における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 1 日まで  
② 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 1 月 1 日まで  
③ 平成 9 年 1 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低額となっている。

また、B社の事業主であった申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立期間③における標準報酬月額が、実際に社会保険事務所（当時）に届け出た額より低額となっているので、全ての申立期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録（昭和 42 年 4 月 1 日から 62 年 10 月 1 日までの期間についての記録管理）とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立事業所が提出した昭和 60 年 1 月から平成 7 年 3 月までの期間における申立人に係る厚生年金保険料の控除額を検証したところ、当該期間の全ての月について、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致していることが確認できる上、申立事業所は、「当社が保

管している申立人の昭和 60 年以降の賃金台帳の記録では、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額についても、オンライン記録どおりの届出を行い、当該届出に基づく標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿において申立人と同日の昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる同僚のうち、申立人と同年代の同僚 16 人の申立期間①における標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額が他の同僚より著しく低額であるなどの状況は見受けられないことなどから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

加えて、申立人は申立期間①における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の支給台帳の記録から、申立人がA社を離職した後、平成 7 年 3 月 6 日付けで求職申込の手続きを行い、待機期間満了後の同年 3 月 13 日から同年 11 月 7 日までの期間において、基本手当を受給していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは平成 9 年 1 月 1 日であり、申立事業所は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、法人登記簿によれば、申立人は申立事業所の代表取締役であることが確認できる上、オンライン記録から、申立期間③における申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者は事業主である申立人のみであることが確認できるところ、申立人は、「当時の賃金台帳や給与明細書などの社会保険の関連資料は保存していない。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が平成 9 年 6 月 9 日に申立事業所に対し通知した「健康保険・厚生年金保険の適用事業所の取り消しについて（予告通知）」では、「貴事業所は平成 9 年 1 月 1 日以来適用事業所として現在にいたっておりますが、新規適用事業所にもかかわらず現在保険料が滞納しております。」とされ、事業主に対し滞納整理のため来所するよう求めて

いることが確認できる上、その後、来所を求める同様の通知が複数回にわたって発出されていることが確認できるほか、滞納処分票等において、申立期間③に係る厚生年金保険料の納付について、申立人と社会保険事務所との折衝の記録が確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間②及び③については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3339 (事案 2640 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から22年10月1日まで  
② 昭和22年12月1日から23年3月1日まで  
③ 昭和50年12月8日から51年12月9日まで

申立期間については、A社(現在は、B社)に船員として勤務していた期間であるが、船員保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間について年金記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料として、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の船員保険の被保険者記録を提出するので、再度調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 再申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社は、当該期間当時の人事記録等の関連資料を保存しておらず、申立人の妻は、船員手帳等の資料を所持していない上、i) 申立期間①及び②については、申立人の妻が名前を記憶し唯一連絡が取れた同僚は、当時のことは記憶していないと供述しており、その他の同僚は死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、ii) 申立期間①及び②については、申立人に係る船員保険被保険者台帳(旧台帳)では、申立期間①及び②に係る船員保険の被保険者記録は確認できず、当該記録は、A社に係る船員保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致すること、iii) 申立期間③については、B社が提出

した申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、申立人は昭和 50 年 12 月 8 日に定年退職により船員保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、当該記録は A 社に係る船員保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿には、「失保確認書発行済 51 年 1 月 16 日」の記載が確認できることなどから判断すると、申立人は、A 社を昭和 50 年 12 月 8 日で定年退職した後に、申立期間③中に失業給付の受給申請を行ったことがうかがえることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 9 月 2 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立事業所において申立人と同じ時期と一緒に勤務していたとする同僚の船員保険の被保険者記録を提出しているが、A 社に係る船員保険被保険者名簿において当該同僚に係る船員保険の被保険者記録が確認できる時期について、別事業所に係る船員保険被保険者名簿において申立人は被保険者記録が確認できるなど、申立人及び当該同僚の被保険者記録は必ずしも一致していないことが確認できることなどから判断すると、当該同僚の被保険者記録をもって申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたこと、及び給与から船員保険料が控除されていたことを確認できない上、当該同僚は死亡しているため供述を得ることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 10 年 7 月 1 日まで

平成 8 年 11 月に、それまで勤務していた A 社から B 社での勤務となった。入社時から約 10 人の部下を指導していたし、私より前に入社した同僚全員が申立期間について厚生年金保険被保険者の資格を取得している。

給与明細書等は一切保管していないが、勤務していたことを供述してくれる同僚はいるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間中の平成 9 年中に、B 社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できる同僚二人の供述などから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、遅くとも平成 9 年 2 月から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間において、申立人の B 社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、B 社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった平成 4 年 5 月 1 日以降に同社での勤務を開始したと記憶している、申立人と同様の営業業務に従事していたとする同僚 3 人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、各人が記憶している勤務開始時期より約 3 年間から 4 年間遅れているところ、当該同僚の一人は、「B 社で勤務を開始した最初の時期は、社会保険に加入していなかった。」と供述していることから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立期間当時から現在までの期間に係る事業主は、「人事記録等

の資料は保管していないものの、申立人の申立期間における雇用形態は正社員ではなく、厚生年金保険料については、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した平成 10 年 7 月より前の期間においては控除していなかった。」と回答しており、申立期間当時、給与計算業務を担当していたとする者も、「被保険者資格の取得手続きを行っていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除するようなことはしていない。」と供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3341

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで

昭和 49 年 6 月 26 日に A 社に入社し、平成 6 年 7 月 31 日までの期間において継続して勤務していたにもかかわらず、昭和 49 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、50 年 5 月 1 日に再度同資格を取得した記録になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚のうち、申立期間当時、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立期間において、申立人が同社に継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿では、申立人について、昭和 49 年 6 月 26 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 12 月 1 日に同資格を喪失した後、50 年 5 月 1 日に同資格を再度取得している旨記録されており、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該記録は、A 社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の記録と一致していることが確認できるとともに、当該被保険者資格喪失確認通知書において、「49 年 11 月 30 日退職」と記載されており、健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返納済」の記録も確認できる。

また、A 社の現在の事業主は、「雇用保険と厚生年金保険の加入期間は同じではない場合もある。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 10 人について、雇用保険の

被保険者記録を確認したところ、雇用保険の被保険者記録が確認できた9人のうち、申立人と同様に、雇用保険の被保険者記録は継続しているものの、厚生年金保険の被保険者記録が継続していない同僚が4人確認できることから判断すると、申立期間当時、事業主は、従業員について、雇用保険と厚生年金保険に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る手続を必ずしも同時に行っていたとは限らない事情がうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年10月1日から43年6月30日まで  
(A社)  
②昭和43年7月1日から平成4年1月1日  
(B社)

申立期間①については、A社に入社した当初から月額約9万円の給与の支給を受けており、当該支給額は退社時までの期間において継続していた。

申立期間②については、B社に入社した当初は月額約9万円の給与の支給を受けており、その後、毎年、月額で約2万円から約3万円の昇給があり、市・県民税特別徴収税額通知書により、昭和63年は月額約54万円、平成元年は月額約57万円の給与の支給を受けていたことが確認できる。

両申立期間共に、記録されている標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と一致しないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間①当時から現在までの期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる現在の事業主は、「申立人が申し立てている給与の支給額は高すぎる。役員ではなかった申立人が、役員と同程度の給与支給を受けていたとは考えられない。」と回答しているところ、同社が保管する申立人に係る昭和42年10月1日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、報酬月額3万7,000円、標準報酬月額3万6,000円と記載されている上、同社が保管する申立人に係る43年6月30日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、標準報酬月額が3万6,000円と記載されてい

ることが確認でき、当該標準報酬月額は、前述の被保険者名簿で確認できる、申立人の申立期間①における標準報酬月額と一致する。

また、前述の被保険者名簿では、申立人について、標準報酬月額が遡って訂正された等不自然な形跡は確認できない。

さらに、前述の事業主は、「賃金台帳等の資料は残されていないものの、前述の標準報酬決定通知書等に記載されている内容どおりの処理を行ったと考えるしかない。」と回答している。

2 申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、経理事務に従事していたと供述する二人が、「社会保険事務所（当時）への標準報酬月額の算定の届出はきちんと行っていたので、申立人の厚生年金保険の被保険者記録に間違いはないはずだ。」と供述しているところ、同社が保管する申立人に係る昭和 43 年 7 月 1 日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、報酬月額 3 万 7,000 円、標準報酬月額 3 万 6,000 円と記載されていることが確認でき、当該標準報酬月額は、前述の被保険者名簿に記載されている、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した時点の標準報酬月額と一致する上、同社が保管する昭和 44 年（申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した翌年）から 52 年までの期間に係る申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者月額変更確認及び標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額は、前述の被保険者名簿で確認できる当該期間に係る申立人の標準報酬月額の記録と一致する。

また、同社が保管する平成元年 3 月分から 2 年 2 月分までの申立人に係る給与明細書で確認できる申立人の報酬月額は、全て標準報酬月額 41 万円に見合う金額であり、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額を上回る保険料の控除も確認できない。

さらに、申立人が提出した昭和 63 年度及び平成元年度に係る市・県民税特別徴収税額通知書中の社会保険料控除欄に記載されている金額は、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額の記録に基づく社会保険料控除額とほぼ符合するものと認められる上、申立人が提出した雇用保険受給資格者証に記載されている賃金日額に見合う、退職前 6 か月間（平成 3 年 7 月から同年 12 月までの期間）の報酬月額は、申立人に係るオンライン記録上の標準報酬月額 44 万円に見合う報酬月額であることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の厚生年金保険の被保険者記録には、標準報酬月額が遡って訂正される等不自然な形跡は確認できない。

また、事業主は、「全ての資料が残っているわけではないが、申立人に係る標準報酬月額届出及び厚生年金保険料の控除については、適切に処理していると思う。」と回答している。

- 3 申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3343

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年9月25日まで

A社B支店に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社に事務職として勤務しており、当時の上司である支店長及び総務課長の名前を記憶している。当時の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをはっきり記憶しており、支店長及び総務課長が、私の厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していないということは考えられないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社B支店の支店長及び総務課長の氏名、他の上司二人の姓並びに同期入社と同僚一人の氏名を記憶しているところ、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該5人全員の氏名又は姓が確認できる上、同被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人（うち一人は、申立人が同期入社と同僚として名前を挙げている同僚）が、申立人が同社B支店の総務課で勤務していたことを記憶していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿によれば、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、A社B支店における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社は、「会社設立当時の辞令台帳（正社員発令簿）を保存しているが、当該台帳では申立人の名前は確認できない。」と回答している。

さらに、申立人がA社に勤務していたことを記憶している前述の同僚二人は、「申立期間当時は、入社してもすぐには正社員になれなかった。初めは臨時社員であり、会社はすぐには厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」、「申立期間当時は、入社してもすぐには正社員になれなかった。正社員になるまでは、社会保険に入れてもらえなかったのではないかと思う。正社員になるまでの期間については、約1年半かかっていたと思う。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿によれば、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、各人が記憶している勤務開始時期より、それぞれ、約1年8か月又は2年7か月遅れていることから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月26日から32年3月1日まで

A社B支社（オンライン記録上の事業所名は、A社B支店）に勤務していた昭和29年9月20日から32年3月31日までの期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の勤務内容に関する申立人の具体的な供述並びにA社（本社）及び同社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社B支社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A社B支社は、昭和32年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、前述のA社（本社、所在地はC市）及び同社B支社（所在地はD市）に係る被保険者名簿によれば、同社B支社が適用事業所となった同日に同社B支社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している7人（申立人を除く。）のうち、同社本社から同社B支社に転勤したとされる二人については厚生年金保険の被保険者記録が継続している一方、申立人が申立期間当時に同社B支社に勤務していたと供述し、勤務開始当初から同社B支社に勤務していたとされる代表取締役を含む二人については、申立人と同様、同社（本社）に係る被保険者資格を昭和30年11月26日に喪失しており、同社B支社が適用事業所となった32年3月1日に同資格を再度取得するまでの期間の被保険者記

録は確認できない。

さらに、勤務開始当初から同社B支社に勤務していたとされる上記二人のうちの一人は、「A社B支社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録が無い期間があるのは承知している。当時、社会保険の適用について、同社B支社を同社本社とは独立した適用事業所として扱うという動きがあったようであるが、詳細は不明であり、私の厚生年金保険の被保険者記録が無い期間において、保険料が給与から控除されていたか否かについては、明確な記憶が無い。」と供述しており、同社本社から同社B支社に転勤したとされる前述の二人のうち一人も同社本社と同社B支社はそれぞれ独立採算であった旨供述している。

加えて、前述の両被保険者名簿によれば、A社（本社）は昭和33年11月24日に、同社B支社は同年3月20日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡している上、上記7人の同僚のうち連絡の取れた複数の同僚から聴取しても、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等に関する具体的な供述が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 16 年 6 月 1 日まで  
当時、A社の事業主であった私の標準報酬月額は、会社の経営状況で変動はあったものの、28万円から50万円の間に変動していたはずであったが、年金事務所の記録では、標準報酬月額が9万8,000円となっている。  
申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額については、私が所持するA社に係る平成15年7月1日付けの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書では50万円、16年6月3日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届では28万円となっているが、年金事務所の記録では、標準報酬月額が9万8,000円となっている。」と申し立てているところ、オンライン記録等によれば、申立人の標準報酬月額は、平成14年7月1日の厚生年金保険被保険者資格の取得時に28万円として届出が行われ、15年7月1日付けの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により50万円に増額されているとともに、同日付けの厚生年金保険被保険者資格取得時標準報酬月額訂正届により、14年7月1日の資格取得時に遡って報酬月額が50万円に増額訂正処理されている一方、15年9月17日付けの上記報酬月額算定基礎届の取消届により、14年7月1日の資格取得時に遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、自身が申立事業所の事業主であったと申し立てており、オンライン記録及び従業員の供述等からも、申立人が申立事業所の事業主であったことが確認できるところ、申立事業所に係る滞納処分票によると、  
i) 申立事業所では、申立期間当時、厚生年金保険料等を滞納していたこと、

ii) 事業主である申立人に対して、複数回にわたり、社会保険事務所（当時）から保険料の納付に係る連絡が行われていたことが確認できることから、平成15年9月17日付けで行われた申立期間に係る標準報酬月額減額訂正処理に関して、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ず、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

また、申立人は、自身の厚生年金保険の報酬月額減額については承知していないとしているものの、社会保険事務手続は自ら行っていたと供述している上、オンライン記録により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員も、社会保険事務手続は事業主である申立人が行っていたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立事業所の業務を執行する責任を負っている事業主として自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 20 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 46 年 8 月 20 日に A 社（現在は、B 社）C 営業所に入社し、経理事務担当者として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。入社日から継続して当該事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 社に係る在籍証明並びに申立期間当時の上司及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において A 社 C 営業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時、A 社 C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私自身も昭和 46 年 4 月に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 10 月 10 日となっている。」と供述しているところ、上記の被保険者原票によれば、申立人が一緒に申立事業所に入社したとして名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 46 年 12 月 1 日であることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者原票及び雇用保険の被保険者記録では、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 46 年 12 月 1 日となっており、この記録はオンライン記録と一致している。

さらに、B 社では、「当時の人事記録等の関連資料を保存していないことから、在籍当時の上司及び同僚の供述を基に在籍証明書を発行しているものの、

申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除については推認できない。」と回答している上、上記の上司、同僚、及び前述の被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる他の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等についての供述が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。